

令和4年第1回邑楽町議会定例会議事日程第5号

令和4年3月18日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 発議第3号 邑楽町議会事務局設置条例の一部を改正する条例
- 第 3 請願・陳情
- 第 4 発議第4号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書
- 第 5 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開議の宣告

○松村 潤議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

〔午前10時02分 開議〕

◎日程第1 発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第1、発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

大野貞夫議員。

〔13番 大野貞夫議員登壇〕

○13番 大野貞夫議員 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。定例会初日に、邑楽町職員や会計年度任用職員並びに町長等の期末手当が削減となりました。私たち議会議員の期末手当につきましても、その均衡を図るべく期末手当を100分の222.5から100分の7.5を減じ100分の215とし、年間で100分の445から100分の430にしようとするものであります。

また、令和3年度の引下げに相当する0.15か月分の金額について、令和4年6月の期末手当から減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第2号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 発議第3号 邑楽町議会事務局設置条例の一部を改正する条例

○松村 潤議長 日程第2、発議第3号 邑楽町議会事務局設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

大野貞夫議員。

〔13番 大野貞夫議員登壇〕

○13番 大野貞夫議員 邑楽町議会事務局設置条例の一部を改正する条例。

発議第3号 邑楽町議会事務局設置条例の一部を改正する条例につきまして、趣旨の説明をさせていただきます。

今回の改正は、議会事務局設置条例に職員の定数や条例施行の委任者を明記し、これまでの議会事務局設置条例をより明確にするために条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第3号 邑楽町議会事務局設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 請願・陳情

○松村 潤議長 日程第3、請願・陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

塩井早苗産業福祉常任委員長。

〔塩井早苗産業福祉常任委員長登壇〕

○塩井早苗産業福祉常任委員長 産業福祉常任委員会に付託された請願について、審査結果を報告いたします。

請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書につきましては、請願内容妥当と認め、委員の全員一致をもって採択と決定しました。

以上、報告いたします。

○松村 潤議長 請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第1号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、請願第1号は採択と決定しました。

◎日程第4 発議第4号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

○松村 潤議長 日程第4、発議第4号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

塩井早苗議員。

〔8番 塩井早苗議員登壇〕

○8番 塩井早苗議員 発議第4号につきまして趣旨の説明を申し上げます。

産業福祉常任委員会に所属いたします議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣ほか関係機関に対しまして、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を提出するものであります。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、

保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われています。

しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけています。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務です。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されています。2021年度「学校基本調査」によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されますが、小学生よりも若い乳幼児が長時間生活する保育所等の4歳児、5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ません。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任をもって改善を進めることが求められています。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○松村 潤議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第4号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○松村 潤議長 起立全員。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 閉会中の継続調査について

○松村 潤議長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、継続調査事項一覧表のとおり申出がありました。

お諮りします。各委員長より申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○松村 潤議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申出がありましたので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 令和4年第1回邑楽町議会定例会の閉会に当たり、一言御礼の言葉を申し上げます。

3月8日に開会されました定例会は、本日18日まで11日間の長きにわたりご審議をいただきました。この間、提案をいたしました令和3年度邑楽町一般補正予算（第4号）及び令和3年度邑楽町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について承認をいただきました。また、令和4年度邑楽町一般会計当初予算、各特別会計をはじめ、条例、規約の変更に関する協議についても原案どおり可決をいただきました。大変ありがとうございました。

いよいよ4月から令和4年度事業が始まります。新年度は役場の組織編成により、財政課、健康

づくり課の設置を行い、財政運営のさらなる健全化と町民の皆様への健康づくりを推進してまいります。そして、今後もさらに町民の皆さんへの行政サービス向上に向けて取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症においては、まだまだ収束の見通しが立たず、町民生活を守ることを今後においても喫緊の課題とし、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についても、迅速かつ的確な実施に向けて進めてまいります。

また、第六次総合計画後期基本計画についても、最重点施策であります3施策について着実に実行してまいります。中でも産業振興を図るため、国道354号線沿線への生活拠点施設整備事業については、令和4年度の事業完了に向け進めてまいります。そして、町民の皆さんが、日々の暮らしを生き生きと、楽しく、充実した生活が送れるよう、邑楽町に住んで本当によかったと思われるまちづくりを進めてまいります。

議員各位におかれましては、健康に十分に留意されますよう、そして今後とも町のため、町民のためにご活躍をいただきますようお願い申し上げます。御礼の挨拶といたします。大変お世話になりました。

◎閉会の宣告

○松村 潤議長 以上で令和4年第1回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力いただきましてありがとうございました。

〔午前10時22分 閉会〕